

議案第十一号

中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和三十八年九月中央区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後の出頭又は参加から適用し、同日前の出頭又は参加については、なお、従前の例による。

（説明）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）等の施行を踏まえ、費用弁償の種類及び額を変更するため、この条例案を提出します。